外郭団体中期経営計画シート(平成27年度~平成29年度)

外郭団体名 社会福祉法人 堺市社会福祉事業団 設立年月日 平成5年7月20日設立 所管課 子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課

1. 基本方針

設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援すること

求める役割 【所管局】

堺市社会福祉事業団が、設立以降実施してきた就学前の障害児療育により蓄積した専門的技術やノウハウといった経営資源を活用して、就学児童を対象とした放課後等ディサービスなどの障害児支援や健康福祉プラザの指定管理者として障害者・児支援を展開するなど、市民ニーズに対応した福祉事業を実施するとともに、堺市における障害児者支援の中核的な役割を担うこと。

外郭団体が目指すべき将来像

堺市における障害児(者)施策の拠点である、南北こどもリハビリテーションセンター・えのきはいむ(以下「児童発達支援センター」)、及び健康福祉プラザの安定した運営を担い、もって地域福祉の向上に寄与する

障害児者の施策に貢献できる事業について市の意向を尊重しつつ、事業団としての独自性・先駆性が発揮できるよう取り組んでいく

2. 主な活動実績

2. 上で行列入帳	
現在も継続している活動実績	これまでの顕著な活動実績
堺市立こどもリハビリテーションセンター及び堺市立えのきはいむ指定管理者業務 堺市立健康福祉プラザ指定管理者業務(『特定非営利活動法人堺障害者団体連合会』『公益財団法人フィットネス21事業団』と共同事業体を結成し受託)	堺市発達障害者支援センター運営事業受託(平成19年11月~平成26年3月)

3. 環境分析

外郭団体による環境分析	所管局による環境分析 【所管局】
1. 筒手児曲園施設から児童発達支援ガンターへの注制性改	・保護者(母親)が就労する家庭の増、民間事業所の増や精神障害及び難病患者も支援の対象に追加され、対象者が増えている。 ・支援の必要な子どもの早期発見がすすんでいる。 ・今後さらに支援ニーズが多様化していくことや早期支援のニーズが高まっていくことが予想される。 ・今後、専門機関における良質な支援を常に提供できる体制を確保する必要がある。 ・第2もず園及びえのきはいむの老朽化による(耐震化)建替の必要性がある。

4. 対応方針

外郭団体の対応方針

・(医療機関も併設する)療育の専門施設として、保育所や幼稚園、他の事業所等への支援や、その地域資源を利用している方を療育へつなげていく等、地域の拠点機能の強化を図る・老朽化した施設を中心に事業団としての中長期修繕計画を市へ提示し、市での建替計画(北リハセン2期整備計画)や修繕計画策定を踏まえ、安全安心な施設利用の確保及び適切な療育環境の整備に向け、市と連携していく

5. 中期経営目標

中期経営目

標

- ・安定した運営の継続のため、児童発達支援センター(~平成30年度末)の指定管理期間満了後の事業受託に向けた準備を行っていく
- ┃・平成29年度からの健康福祉プラザ第2期指定管理について、再受託した際には適切な施設運営を行っていく
- ┃・経営の安定化に向けた利用料収入等の増収策及び、経費削減策の検討を行い、検討策ができ次第、実施していく
- ・施設の特性及び専門性を活かした事業拡充(収支面含む)の検討を行い、事業団としての独自性・先駆性が発揮できるよう、市と協議の上、実施に向けた準備に取り組んでいく ・安全安心な施設利用及び適切な療育環境の整備につなげていくため、特に老朽化した施設を中心とした中長期修繕計画の市への提案及び市での建替計画及び修繕計画策定への 連携

所管局意見【所管局】

- ・市民ニーズを捉えた事業を展開するとともに、安定した法人運営に資するため、将来的な事業実施の計画等の検討が必要。
- ・第2もず園、えのきはいむの老朽化に伴う建替計画の策定にあたって、堺市に協力すること。

6. 中期経営方針

平成27年度方針

中期経営方

針

- ・堺市立健康福祉プラザ指定管理者業務次期申請に向けた準備 ・施設の特性及び専門性を活かした事業拡充による効
- ・中長期修繕計画を市へ提出し、市所管課での修繕計画の予算化及び建替計画策定に向けて連携する
- ・今期指定管理期間中の中期要員管理計画の精査及 び進行管理

平成28年度方針

- ・堺市立健康福祉プラザ指定管理者業務にかかる次期 受託に向けた申請
- ・市で定めた修繕計画に基づく修繕の実施
- ・今期指定管理期間中の中期要員管理計画の精査及び進行管理

平成29年度方針

- ・児童発達支援センター指定管理者業務の次期申請に 向けた準備
- ・引き続き、市の修繕計画に基づく修繕を実施すると同時に、次期指定管理期間に向けた計画の修正案を検 討
- ・平成31年度以降の指定管理期間を踏まえた要員管理 計画の検討

7. 特記事項

特記事項【所管局】

- ・中長期的(10年、20年)な事業計画及び要員管理計画を策定し、法人としての(自律的経営に向けた)将来構想を検討する必要がある。
- ・主たる2事業が指定管理制度による5年ごとの施設管理運営委託であり、長期的な事業見通しが立てにくいため法人経営が不安定であることから、新たな事業展開を検討す べきである。